

農業土木工事仕様書 新旧対照表

平成29年4月	平成29年7月（改定）																												
<p>1-1-10 施工体制台帳</p> <p>1. 一般事項 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成13年3月30日付け国官技第70号、国営技第30号、国港建第112号、国空建第68号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。</p> <p>2. 施工体系図 第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成13年3月30日付け国官技第70号、国営技第30号、国港建第112号、国空建第68号）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。</p> <p>1-1-34 諸法令の遵守</p> <p>1. 諸法令を遵守 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。 なお、主な法令は以下に示す通りである。</p> <table border="0"> <tr> <td>(10) 健康保険法</td> <td><u>（平成28年11月改正 法律第84号）</u></td> </tr> <tr> <td>(16) 道路運送法</td> <td><u>（平成26年6月改正 法律第69号）</u></td> </tr> <tr> <td>(43) 建築基準法</td> <td><u>（平成26年6月改正 法律第92号）</u></td> </tr> <tr> <td>(58) 河川法施行法</td> <td><u>（平成11年12月改正 法律第160号）</u></td> </tr> <tr> <td>(61) 空港法</td> <td><u>（平成25年6月改正 法律第76号）</u></td> </tr> <tr> <td>(63) 厚生年金保険法</td> <td><u>（平成28年11月改正 法律第84号）</u></td> </tr> <tr> <td>(70) 船員保険法</td> <td><u>（平成28年11月改正 法律第87号）</u></td> </tr> </table> <p>8-4-2 ダムコンクリート工</p> <p>10. 締固め (2) コンクリートの締固め 受注者は、コンクリートの締固めにあたっては、棒状バイブレータを用いなければならない。ただし、棒状バイブレータの使用が困難で、かつ型枠に近い場所には型枠バイブレータを使用して確実に締め固めなければならない。</p>	(10) 健康保険法	<u>（平成28年11月改正 法律第84号）</u>	(16) 道路運送法	<u>（平成26年6月改正 法律第69号）</u>	(43) 建築基準法	<u>（平成26年6月改正 法律第92号）</u>	(58) 河川法施行法	<u>（平成11年12月改正 法律第160号）</u>	(61) 空港法	<u>（平成25年6月改正 法律第76号）</u>	(63) 厚生年金保険法	<u>（平成28年11月改正 法律第84号）</u>	(70) 船員保険法	<u>（平成28年11月改正 法律第87号）</u>	<p>1-1-10 施工体制台帳</p> <p>1. 一般事項 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成27年4月1日付け北開局工管第333号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。</p> <p>2. 施工体系図 第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成27年4月1日付け北開局工管第333号）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。</p> <p>1-1-34 諸法令の遵守</p> <p>1. 諸法令を遵守 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。 なお、主な法令は以下に示す通りである。</p> <table border="0"> <tr> <td>(10) 健康保険法</td> <td><u>（平成28年12月改正 法律第114号）</u></td> </tr> <tr> <td>(16) 道路運送法</td> <td><u>（平成28年12月改正 法律第106号）</u></td> </tr> <tr> <td>(43) 建築基準法</td> <td><u>（平成28年6月改正 法律第72号）</u></td> </tr> <tr> <td>(58) 河川法施行法 抄</td> <td><u>（平成11年12月改正 法律第160号）</u></td> </tr> <tr> <td>(61) 空港法</td> <td><u>（平成25年11月改正 法律第76号）</u></td> </tr> <tr> <td>(63) 厚生年金保険法</td> <td><u>（平成28年12月改正 法律第114号）</u></td> </tr> <tr> <td>(70) 船員保険法</td> <td><u>（平成28年12月改正 法律第114号）</u></td> </tr> </table> <p>8-4-2 ダムコンクリート工</p> <p>10. 締固め (2) コンクリートの締固め 受注者は、コンクリートの締固めにあたっては、棒状バイブレータを用い、<u>打込み後速やかに締め固めなければならない。</u>ただし、棒状バイブレータの使用が困難で、かつ型枠に近い場所には型枠バイブレータを使用して確実に締め固めなければならない。 <u>なお、流動性を向上させた中流動コンクリート等を使用した場合は、材料分離を防止するために内部振動機ではなく型枠バイブレータを使用するものとする。</u></p>	(10) 健康保険法	<u>（平成28年12月改正 法律第114号）</u>	(16) 道路運送法	<u>（平成28年12月改正 法律第106号）</u>	(43) 建築基準法	<u>（平成28年6月改正 法律第72号）</u>	(58) 河川法施行法 抄	<u>（平成11年12月改正 法律第160号）</u>	(61) 空港法	<u>（平成25年11月改正 法律第76号）</u>	(63) 厚生年金保険法	<u>（平成28年12月改正 法律第114号）</u>	(70) 船員保険法	<u>（平成28年12月改正 法律第114号）</u>
(10) 健康保険法	<u>（平成28年11月改正 法律第84号）</u>																												
(16) 道路運送法	<u>（平成26年6月改正 法律第69号）</u>																												
(43) 建築基準法	<u>（平成26年6月改正 法律第92号）</u>																												
(58) 河川法施行法	<u>（平成11年12月改正 法律第160号）</u>																												
(61) 空港法	<u>（平成25年6月改正 法律第76号）</u>																												
(63) 厚生年金保険法	<u>（平成28年11月改正 法律第84号）</u>																												
(70) 船員保険法	<u>（平成28年11月改正 法律第87号）</u>																												
(10) 健康保険法	<u>（平成28年12月改正 法律第114号）</u>																												
(16) 道路運送法	<u>（平成28年12月改正 法律第106号）</u>																												
(43) 建築基準法	<u>（平成28年6月改正 法律第72号）</u>																												
(58) 河川法施行法 抄	<u>（平成11年12月改正 法律第160号）</u>																												
(61) 空港法	<u>（平成25年11月改正 法律第76号）</u>																												
(63) 厚生年金保険法	<u>（平成28年12月改正 法律第114号）</u>																												
(70) 船員保険法	<u>（平成28年12月改正 法律第114号）</u>																												